

# 技術検定不正受検防止対策検討会【提言】

---

（参考資料）

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1. 技術検定不正受検防止対策検討会の概要  | 3  |
| 2. 建設業における技術者の役割       |    |
| (1) 建設業における品質確保        | 5  |
| (2) 監理（主任）技術者の位置づけ     | 6  |
| (3) 建設工事における「技術者」の役割   | 8  |
| (4) 技術者制度の変遷           | 10 |
| (5) 営業所専任技術者の位置づけ      | 11 |
| 3. 技術検定の概要             |    |
| (1) 技術検定の概要            | 12 |
| (2) 受検に必要な実務経験         | 13 |
| (3) 実務経験の対象となる工事等      | 15 |
| (4) 受検要件としての実務経験の扱い    | 18 |
| 4. 不正受検事案の概要           |    |
| (1) 不正受検事案の概要          | 19 |
| (2) 実務経験不備事案のパターン      | 20 |
| (3) 事案の背景及び発生原因        | 21 |
| 5. 技術検定不正受検の再発防止に向けた課題 | 22 |

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 6. 技術検定不正受検防止対策の概要            | 23 |
| 7. 理解不足による申請ミスの防止対策           |    |
| (1) 証明者による受検者経歴等の根拠資料の保有の周知徹底 | 24 |
| (2) 所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法への見直し | 25 |
| (3) 「受検の手引き」の記載内容改善           | 27 |
| (4) チェックリストの活用                | 29 |
| 8. 受検者及び証明者による虚偽申請の抑止         |    |
| (1) 受検申請書類の電子申請化と既存データベースとの連携 | 31 |
| (2) 試験問題の見直し                  | 35 |
| (3) 実務経験の証明に関する立入検査の実施        | 36 |
| (4) 企業名公表、企業へのペナルティの明確化       | 38 |
| 9. 今後の検討課題について                | 39 |

# 1. 技術検定不正受検防止対策検討会の概要

- 複数の企業において、社員が所定の実務経験を充足していない状況で技術検定を受検し施工管理技士の資格を不正に取得。また、これらの社員を監理（主任）技術者等として配置する事態が発生。
- これらの事態を踏まえ、令和2年8月に「技術検定不正受検防止対策検討会」を設置し、技術検定における受検プロセスにおける課題を把握し、講ずべき防止対策の検討を開始。同年10月の第4回検討会にて提言をとりまとめた。

## 委員

|         |                                  |         |                                |
|---------|----------------------------------|---------|--------------------------------|
| 伊田 登喜三郎 | 一般社団法人全国建設業協会 協議員（建設生産システム委員会委員） | 田中 日出男  | 一般社団法人日本電設工業協会 技術・安全委員会委員      |
| ◎遠藤 和義  | 工学院大学副学長・建築学部建築学科教授              | 丹羽 秀夫   | 公認会計士・税理士                      |
| 釜石 英雄※  | 厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官（第1, 2回）   | 野下 えみ   | 弁護士                            |
| 北内 正彦   | 一般社団法人日本建設業連合会常務執行役              | 藤原 正秀   | 京都府建築施工管理技士会会長                 |
| 木下 誠也   | 日本大学危機管理学部 教授                    | 吉田 哲也   | 一般社団法人建設電気技術協会理事               |
| 楠 茂樹    | 上智大学大学院法学研究科教授                   | 渡邊 隆    | 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会理事         |
| 芝 一治    | 一般社団法人日本空調衛生工事業協会副会長             | 山地 あつ子※ | 厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官（第3, 4回） |

（五十音順、敬称略 ◎座長）

※釜石英雄委員は9月15日に委員を退任し、山地あつ子委員が新たに就任された

## 検討会での検討事項

- ①受験前、②受検申請・審査時、③受検時、④受験後の4つのプロセスにおいて講ずべき防止対策を検討
- ・実務経験の確認方法の改善、認識不足防止等について
  - ・虚偽申請の抑止策、試験内容の見直しについて
  - ・不正受検等に対するペナルティに関する考え方について

## スケジュール

|      |     |     |                 |
|------|-----|-----|-----------------|
| 令和2年 | 8月  | 4日  | 第1回検討会          |
| 令和2年 | 8月  | 31日 | 第2回検討会          |
|      | 10月 | 9日  | 第3回検討会          |
|      | 10月 | 29日 | 第4回検討会（提言とりまとめ） |
|      | 11月 | 10日 | 提言公表            |



（第1回検討会）

# 1. 技術検定不正受検防止対策検討会の概要

## 1. 本検討会の設置目的

- 複数の企業において、職員が技術検定で実務経験に不備のある状況で不正に受検、施工管理技士を取得し、監理（主任）技術者等として配置する事態が発生。不正受検事案の発生原因等を踏まえ、不正受検の防止対策について検討を行い、提言として公表する

## 2. 不正受検事案の概要と課題

### （課題1）受検者・証明者の理解不足・認識不足等

- 認められない工事の申請、他の技術検定との実務経験の重複（建設機械を除く）等。証明者も内容を確認・理解せずに証明、工事経歴等の記録・管理が不十分

### （課題2）受検者・証明者による虚偽・不正

- 経験しない実務経験による受検申請や経験問題の解答の不正指導、証明印済みの実務経験証明書を受検社に配布。不正受検を行った場合、証明者に対してのペナルティの規定がない

## 3. 技術検定不正防止対策の提言

### （1）理解不足による申請ミスの防止対策

#### ① 証明者による受検者経歴等の根拠資料の保有の周知徹底【◎】

- ・ 実務情報を適切に記録・管理するよう周知する

#### ② 所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法への見直し【○】

- ・ 信頼性向上のため、実務経験要件を満たすための期間について、所属企業ごとに証明を求める方法に見直す
- ・ 導入に当たっては、周知期間の確保、旧所属企業の役割の明確化など、受検者への負担軽減を検討し、十分な周知を図る

#### ③ 「受験の手引き」の記載内容の改善【◎】

- ・ 理解不足・ミス等の防止のために、受検資格や実務経験の要件、実務経験期間の重複禁止等を分かりやすく記載する

#### ④ チェックリストの活用【◎】

- ・ 確認すべき項目や間違いやすい項目をまとめたチェックリストを活用、このチェックリストを受検者・証明者が確認し提出

### （2）受検者及び所属企業による不正の抑止

#### ⑤ 受検申請書類の電子申請化と既存データベースとの連携【○】

- ・ 電子申請を促進し、試験機関間で受検者情報を共有することで、実務経験の重複確認、既存DBとの連携による申請手続きの簡素化を図る

#### ⑥ 試験問題の見直し【○】

- ・ 実地試験における経験記述の出題分野や設問内容の多様化を進めることにより、受検者が暗記では解答できない問題に見直す

#### ⑦ 実務経験の証明に関する立入検査の実施【◎】

- ・ 立入検査の結果、適切に実務経験の確認が行われていない場合には、速やかに指導、勧告を行うなど是正させる

#### ⑧ 企業名公表【◎】

- ・ 社会的な影響が大きい案件については、国交省から企業名を公表、企業側にも客観的な原因分析結果や再発防止策の公表を求める。

#### ⑨ 企業へのペナルティの明確化【○】

- ・ 悪質な事案については、監督処分 of 厳格化や罰則の適用の可能性などペナルティの強化策について検討する
- ・ 虚偽の証明を行い不正合格者を技術者としている場合、建設業法上の処分・告発の対象になり得る旨、実務経験証明書に記載する

【◎】 令和3年度中に導入    【○】 今後検討を踏まえた上で導入

## 2. 建設業における技術者の役割

### (1) 建設業における品質確保

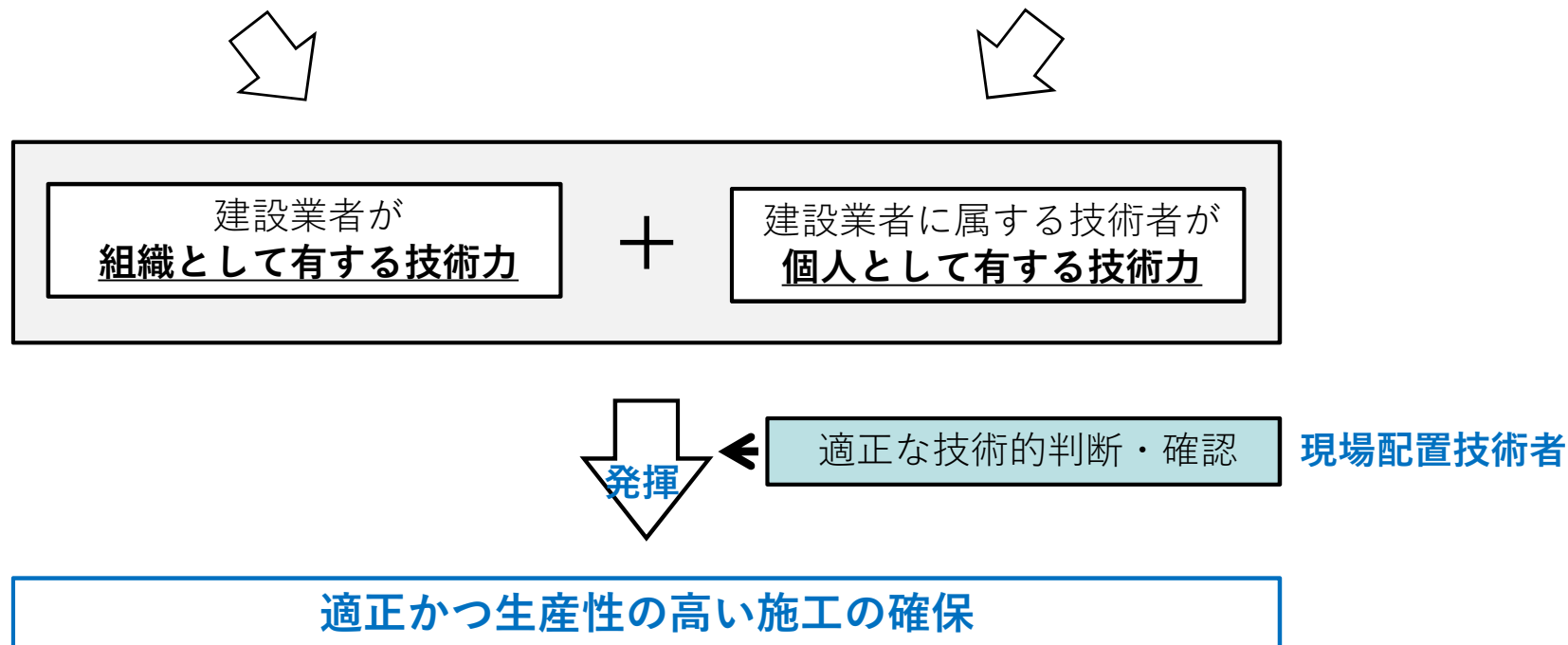
- **適正かつ生産性の高い施工を確保**するため、高い技術力を有する技術者を工事現場ごとに配置する。
- **建設生産物ならびに施工の特性**を踏まえ、技術者の技術力が必要である。

#### 建設生産物の特性

- 一品受注生産（予め品質を確認できない）
- 完成後は瑕疵の有無確認が困難
- 長期間、不特定多数の者に利用される 等

#### 施工の特性

- 下請業者も含めた多数の者による総合組立生産
- 天候等に左右されやすい現地屋外生産
- 発注者は建設業者の技術力を信頼し施工を託す



## 2. 建設業における技術者の役割

### (2) 監理（主任）技術者の位置づけ

- 建設業者は、建設工事の適正な施工を確保するために、請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該建設工事について一定の資格を有する**監理（主任）技術者を配置して施工の技術上の管理を行う**ことが求められている。

#### ① 主任技術者（法第26条第1項）

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

▷ 建設業者は、元請・下請、請負金額に係らず、「主任技術者」を配置しなければならない。

#### ② 監理技術者（法第26条第2項）

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請け契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

▷ 元請の建設業者は、下請請負金額の合計が4千万円（建築工事業の場合は6千万円）以上の場合、「監理技術者」を配置しなければならない。

## 2. 建設業における技術者の役割

### (2) 監理（主任）技術者の位置づけ

#### 【参考1】監理技術者等の配置要件

#### ○ 主任技術者・監理技術者の配置（建設業法第26条）

建設業者は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を配置しなければならない。なお、元請は、下請契約の請負金額の合計が一定以上の場合、主任技術者ではなく監理技術者を配置しなければならない。

#### 監理技術者等の配置要件

|          |                    | 監理技術者                                                                                | 主任技術者                                                                   |
|----------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 工事現場の技術者 | 元請工事における<br>下請合計金額 | 4,000万円以上<br>(建築一式工事は6,000万円以上)                                                      | 4,000万円未満<br>(建築一式工事は6,000万円未満)                                         |
|          | 資格要件               | ○ 1級国家資格者<br>・ 1級施工管理技士<br>・ 1級建築士、技術士                                               | ○ 1級国家資格者<br>(左記同様)                                                     |
|          |                    |                                                                                      | ○ 2級国家資格者<br>・ 2級施工管理技士<br>・ 2級建築士                                      |
|          |                    | ○ 実務経験者（指定建設業※を除く）<br>・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 | ○ 実務経験者<br>・ 大卒（指定学科）後3年以上の実務経験<br>・ 高卒（指定学科）後5年以上の実務経験<br>・ 10年以上の実務経験 |
|          | 工事現場における<br>専任の要件  | 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上で必要   |                                                                         |
|          | その他の要件             | 建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者<br>(公共工事における元請の専任技術者については、3か月以上の雇用関係が必要)                      |                                                                         |

※ 指定建設業：土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種

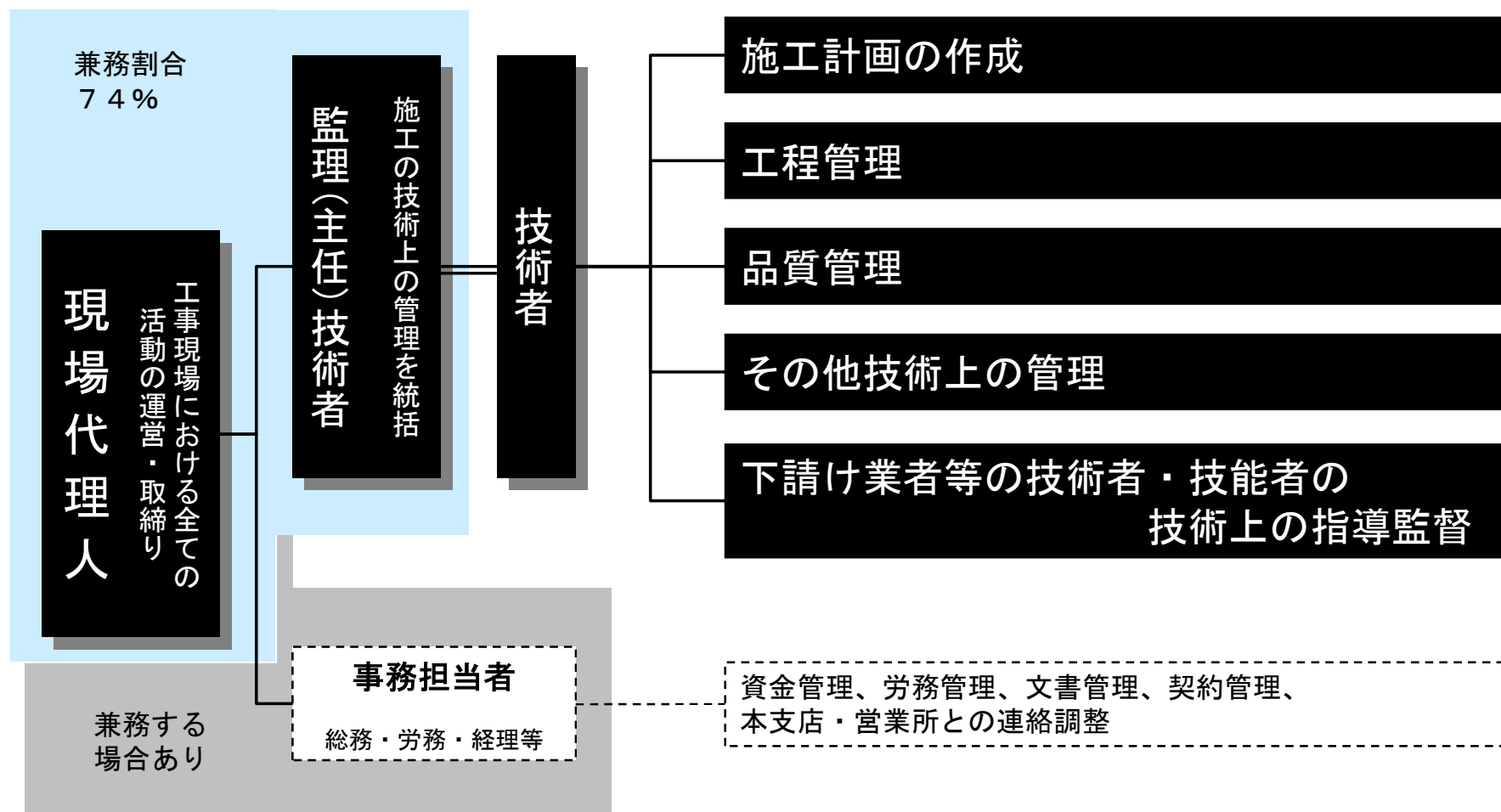
#### ○ 主任技術者・監理技術者の職務（建設業法第26の3）

工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

## 2. 建設業における技術者の役割

### (3) 建設工事における「技術者」の役割

- 建設業法では、工事現場において施工の技術上の管理を統括する者として、監理（主任）技術者の配置を義務付け（法第26条、26条の2）、その職務等を誠実にを行うことを規定している（法第26条の3）。
- 本検討会における「技術者」は、建設工事において監理（主任）技術者を担う者を指す。



※建設業法では、監理(主任)技術者の配置を義務付けているが、現場代理人の選任は義務付けていない。  
 ※現場代理人を選任した場合に、その権限等について発注者へ通知することを義務付けているにすぎない。

## 2. 建設業における技術者の役割

### (3) 建設工事における「技術者」の役割

#### 【参考】 監理技術者と主任技術者の職務

|         | 元請の監理技術者等                                                                                                                           | 下請の主任技術者                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 役割      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 請け負った建設工事全体の統括的施工管理</li> </ul>                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 請け負った範囲の建設工事の施工管理</li> </ul>                                                            |
| 施工計画の作成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成</li> <li>● 下請の作成した施工要領書等の確認</li> <li>● 設計変更等に応じた施工計画書等の修正</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成</li> <li>● 元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正</li> </ul> |
| 工程管理    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 請け負った建設工事全体の進捗管理</li> <li>● 下請間の工程調整</li> <li>● 工程会議等の開催、参加、巡回</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 請け負った範囲の建設工事の進捗確認</li> <li>● 工程会議等への参加</li> </ul>                                       |
| 品質管理    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立会い確認、事後確認等の実地の確認</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 請け負った範囲の建設工事に関する立会い確認（原則）</li> <li>● 元請（上位下請）への施工報告</li> </ul>                          |
| 技術的指導   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等、法令遵守や職務遂行の確認</li> <li>● 現場作業に係る実地の総括的技術指導</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等、法令遵守の確認</li> <li>● 現場作業に係る実地の技術指導</li> </ul>                    |

「監理技術者制度運用マニュアル」より

## 2. 建設業における技術者の役割

### (4) 技術者制度の変遷

- 終戦後、建設業者の乱立と悪質行為の増加の予想から、建設業者の登録制度と工事現場において施工の技術上の管理をつかさどる「**主任技術者**」の設置を義務付けた。（昭和24年）
- 昭和46年に不良不適格業者による粗悪工事、労働災害、公衆災害の発生や下請保護等の強化により、下請金額が一定金額以上の工事には、**より経験・能力の高い「監理技術者」**の設置を義務付けた。
- その後昭和62年に、技術と経営に優れた企業が成長できる環境整備が求められ、**指定建設業の監理技術者**は、技術水準が高度で客観的に確認できる**国家資格者に限定**された。

|         |       | 昭和                                                                                                                                                                                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |       |  |  |  |  |         |  |  |  |  | 平成                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | （年度）        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |               |  |  |  |  |              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-------|--|--|--|--|---------|--|--|--|--|----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------|--|--|--|--|--------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|         |       | 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |       |  |  |  |  |         |  |  |  |  |                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |               |  |  |  |  |              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 建設業法    |       | ●S24制定                                                                                                                                                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ●S46改正                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ●S62改正                                                                                                                                                                                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ●H6改正 |  |  |  |  | H18改正 ● |  |  |  |  | H26改正 ●                          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |               |  |  |  |  |              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 許可制度    |       | ・建設業を営もうとする者の登録制度                                                                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |       |  |  |  |  |         |  |  |  |  | ・28業種別の許可制度を採用<br>・特定建設業の許可制度を採用 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ・指定建設業制度を導入 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ・解体工事の追加 ——●  |  |  |  |  |              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|         | 技術者制度 | ・工事現場に主任技術者の設置を義務付け<br><br>・公共性ある重要工事には専任                                                                                                                                                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ・一定金額以上の工事を下請に付する元請業者に対し監理技術者の設置を義務付け |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ・指定建設業における監理技術者を国家資格者に限定<br>・公共工事の指定建設業において「指定建設業監理技術者資格者証」を導入<br>・監理技術者資格者証の交付に際し大臣の指定の講習受講の義務付け<br>・資格者証を公共工事の全業種に拡大<br><br>・指定監理技術者講習制度の登録制(H16)<br><br>・監理技術者資格者証の交付等を受けた監理技術者の配置を要する場合を学校・病院等の重要な民間工事に拡大 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |       |  |  |  |  |         |  |  |  |  |                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |               |  |  |  |  |              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 建設業法施行令 |       | ●S31制定                                                                                                                                                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ●S63改正                                                                                                                                                                                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ●H6改正 |  |  |  |  | H29改正 ● |  |  |  |  |                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |               |  |  |  |  |              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 技術検定    |       | ●S35 建設機械施工                                                                                                                                                                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |       |  |  |  |  |         |  |  |  |  | ●S50 造園施工管理                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ●S58 建築施工管理 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ●S63 電気工事施工管理 |  |  |  |  | 電気通信工事施工管理 ● |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|         |       |                                                                                                                                                                                              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ●S44 土木施工管理<br>●S47 管工事施工管理           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |       |  |  |  |  |         |  |  |  |  |                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |               |  |  |  |  |              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 他の主な資格  |       | ●S25 一級建築士 ●S32 技術士<br>●S34 技能士                                                                                                                                                              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |       |  |  |  |  |         |  |  |  |  |                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |               |  |  |  |  |              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

## 2. 建設業における技術者の役割

### (5) 営業所専任技術者の位置づけ

- 建設業法において、建設工事の請負契約の適正化を図り、発注者の保護すること等を目的として、建設業の許可の要件として、**営業所ごとに専任の技術者の配置**を義務付けている。
- 営業所専任技術者は、許可を受ける建設業において、**一定の資格又は実務経験**を有することが求められ、その要件は一般建設業と特定建設業によって異なっている。

#### < 営業所 >

- 建設業法における営業所とは、本店又は支店若しくは**常時建設工事の請負契約を締結する事務所**を指す。
- 本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等、**建設業に係る営業に実質的に関与する場合には営業所に該当する**。

#### < 営業所専任技術者 >

- 営業所における専任の技術者は、**営業所に常勤して専らその職務に従事**することを要する者を指し、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行う。
- なお、これら判断基準により専任性が認められる場合には、**いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う**ことができる。

#### 【営業所専任技術者の配置要件】

- ・ 特定建設業の場合  
→ 監理技術者と同じ
- ・ 一般建設業の場合  
→ 主任技術者と同じ

#### 「一般建設業」「特定建設業」の定義

| 一般建設業                                                                                                                           | 特定建設業                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約額が500万円（建築一式工事の場合は1,500万円）以上、かつ特定建設業の許可要件に該当しない工事を請け負う場合、「一般建設業」許可が必要となる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発注者から直接請け負った工事について、下請業者の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）の場合、「特定建設業」許可が必要となる。</li> </ul> |

# 3. 技術検定の概要

## (1) 技術検定の概要

○ 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、(中略)技術検定を行うことができる。(法第27条)

### ■種目・区分・種別・試験区分

技術検定は、下記の7種目があり、それぞれ1級と2級の区分がある。2級は一部の種目がいくつかの種別に分かれる。試験は学科試験と実地試験がある。

| 種 目              | 区分及び種別                | 指定試験機関           |
|------------------|-----------------------|------------------|
| 建設機械施工(S35～)     | 1級、2級(第1種～第6種)        | 一般社団法人日本建設機械施工協会 |
| 土木施工管理(S44～)     | 1級、2級(土木、鋼構造物塗装、薬液注入) | 一般財団法人全国建設研修センター |
| 建築施工管理(S58～)     | 1級、2級(建築、躯体、仕上げ)      | 一般財団法人建設業振興基金    |
| 電気工事施工管理(S63～)   | 1級、2級                 | 一般財団法人建設業振興基金    |
| 管工事施工管理(S47～)    | 1級、2級                 | 一般財団法人全国建設研修センター |
| 電気通信工事施工管理(H31～) | 1級、2級                 | 一般財団法人全国建設研修センター |
| 造園施工管理(S50～)     | 1級、2級                 | 一般財団法人全国建設研修センター |

### ■技術検定の合格者の扱い

- ・級及び種目の名称を冠する技士の称号を称することができる(例:1級土木施工管理技士)
- ・1級の合格者は「**監理技術者**」、2級の合格者は「**主任技術者**」になることができる。

# 3. 技術検定の概要

## (2) 受検に必要な実務経験

- 技術検定では、**最終学歴・修了した学科に応じて**、受検に必要な実務経験年数が課せられている。
- 1級技術検定では、実務経験年数のうち、**「指導監督的立場での実務経験」が1年以上**必要である。

### ○ 1級の受検資格（令第27条の5第1項）

| 学 歴 等       | 受検に必要な実務経験年数※2 |              |
|-------------|----------------|--------------|
|             | 指 定 学 科        | 指 定 学 科 以 外  |
| 大 学         | 卒業後 3年以上       | 卒業後 4年6ヶ月以上  |
| 短期大学、高等専門学校 | 卒業後 5年以上       | 卒業後 7年6ヶ月以上  |
| 高 等 学 校     | 卒業後 8年以上※3     | 卒業後 11年6ヶ月以上 |
| 上 記 以 外     | 卒業後 15年以上      |              |
| 2級技術検定合格者   | 2級合格後 3年以上※3   |              |

- ※1 専修学校の専門課程卒業者のうち、高度専門士を称する者については大学卒業同等、専門士を称する者については短大卒業同等、その他の者については高等学校卒業と同等とする。
- ※2 実務経験の年数には、「指導監督の実務経験1年以上」が含まれていなければならない。「指導監督的立場」とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、施工監督等の立場で、部下や下請け業者等に対して、工事の技術面を総合的に指導・監督した経験を指す。
- ※3 実務経験の年数には、「5年以上の実務経験の後に専任の監理技術者のもとの実務経験2年以上」または「専任の主任技術者としての実務経験1年以上」が含まれていることが必要。含まれていない場合には、+2年の実務経験が必要。

### ○ 2級の受検資格（令第27条の5第2項）

| 学 歴 等       | 受検に必要な実務経験年数 |          |             |
|-------------|--------------|----------|-------------|
|             | 指 定 学 科      |          | 指 定 学 科 以 外 |
|             | 学科試験         | 実地試験     |             |
| 大 学         | 条件なし※5       | 卒業後 1年以上 | 卒業後 1年6ヶ月以上 |
| 短期大学、高等専門学校 | 条件なし※5       | 卒業後 2年以上 | 卒業後 3年以上    |
| 高 等 学 校     | 条件なし※5       | 卒業後 3年以上 | 卒業後 4年6ヶ月以上 |
| 上 記 以 外     | 8 年 以 上      |          |             |

- ※4 専修学校の専門課程卒業者のうち、高度専門士を称する者については大学卒業同等、専門士を称する者については短大卒業同等、その他の者については高等学校卒業と同等とする。
- ※5 当該試験年度の年度の末日における年齢が17歳以上の者

# 3. 技術検定の概要

## (2) 受検に必要な実務経験

○ 技術検定の受検要件として、**より高度な経験を積んだ場合に実務経験の短縮措置（2年）**が講じられている。

【要件①】 専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者

【要件②】 指導監督的実務経験年数が1年以上、主任技術者の資格要件成立後、専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が2年以上ある者

### 【要件①】 専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者

- 施工管理に関する実務経験年数のうち、**主任技術者の資格要件を満たした後**、1年以上の当該技術検定の対象工事に関する**専任の主任技術者としての実務経験年数**が必要となる。
- なお、主任技術者の現場専任制度は、元請・下請を問わず適用される。
- 専任で設置すべき期間は、工事の契約期間とし、下請が受け持つ専門工事については、施工が継続である場合は、現場稼働期間となる。

### 【要件②】 指導監督的実務経験年数が1年以上、主任技術者の資格要件成立後、専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が2年以上ある者

- 施工管理に関する実務経験年数のうち、**主任技術者の資格要件を満たした後**（2級技術検定合格者、あるいは、高校・中等教育学校及び専修学校専門課程指定学科卒業後5年以上の実務経験を有する者）、専任の監理技術者の配置が必要な当該技術検定に関するに工事に配置され**専任の監理技術者の指導のもとにおける工事に関する実務経験年数が通算で2年以上**となる。

<以下の全ての条件を満たす必要あり>

- ✓ 2級技術検定合格者又は、最終学歴が高騰学校・中等教育学校及び専修学校専門課程指定学科卒業であること。
- ✓ 所属している建設会社が特定建設業者であり、発注者から直接建設工事を請け負った（元請）工事である。
- ✓ 受検者と指導を行った監理技術者は、同一会社に属している。
- ✓ 専任の監理技術者の配置が必要な工事である。

# 3. 技術検定の概要

## (3) 実務経験の対象となる工事等

- 実務経験として認められる職務等は、**施工に直接的に関わる技術上のすべての職務経験**を指し、受注者・発注者・設計者等のそれぞれの立場において定められている。
- 実務経験として認められる立場も、**施工に直接的に関わる技術上の管理をつかさどる立場**を指し、受注者・発注者・設計者等のそれぞれの立場において定められている。

### ① 実務経験として認められる職務等

|                                                |
|------------------------------------------------|
| ① 受注者（請負人）として施工を指揮・監督した経験（施工図の作成や補助者としての経験も含む） |
| ② 発注者側における現場監督技術者等（補助者としての経験も含む）としての経験         |
| ③ 設計者等による工事監理の経験（補助者としての経験も含む）                 |

### ② 実務経験として認められる従事した立場

|                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| ① 施工管理（請負者の立場での現場管理業務） | ⇒ 工事主任、工事係、現場代理人、施工管理係 等 |
| ② 施工監督（発注者の立場での工事監理業務） | ⇒ 発注者側監督員 等              |
| ③ 設計監理（設計者の立場での工事監理業務） | ⇒ 工事監理 等                 |

# 3. 技術検定の概要

## ①-1 実務経験として認められる工種種別・工事内容等 【土木施工管理技術検定の例】

| 工 事 種 別   | 工 事 内 容                                                                                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 河川工事      | 築堤工事、護岸工事、水制工事、床止め工事、取水堰工事、水門工事、樋門(樋管)工事、排水機場工事、河道掘削(浚渫工事)、河川維持工事(構造物の補修) 等                                                                       |
| 道路工事      | 道路土工(切土、路体盛土、路床盛土)工事、路床・路盤工事、舗装(アスファルト、コンクリート)工事、法面保護工事、中央分離帯設置工事、ガードレール設置工事、防護柵工事、防音壁工事、道路施設等の排水工事、トンネル工事、カルバート工事、道路付属物工事、区画線工事、道路維持工事(構造物の補修) 等 |
| 海岸工事      | 海岸堤防工事、海岸護岸工事、消波工工事、離岸堤工事、突堤工事、養浜工事、防潮水門工事 等                                                                                                      |
| 砂防工事      | 山腹工工事、堰堤工事、溪流保全(床固め工、帯工、護岸工、水制工、溪流保護工)工事、地すべり防止工事、がけ崩れ防止工事、雪崩防止工事 等                                                                               |
| ダム工事      | 転流工工事、ダム堤体基礎掘削工事、コンクリートダム築造工事、ロックフィルダム築造工事、基礎処理工事、原石採取工事、骨材製造工事 等                                                                                 |
| 港湾工事      | 航路浚渫工事、防波堤工事、護岸工事、けい留施設(岸壁、浮桟橋、船揚げ場等)工事、消波ブロック製作・設置工事、埋立工事 等                                                                                      |
| 鉄道工事      | 軌道盛土(切土)工事、軌道路盤工事、軌道敷設(レール、まくら木、道床敷砂利)工事(架線工事を除く)、軌道横断構造物設置工事、ホーム構築工事、踏切道設置工事、高架橋工事、鉄道トンネル工事、ホームドア設置工事 等                                          |
| 空港工事      | 滑走路整地工事、滑走路舗装(アスファルト、コンクリート)工事、滑走路排水施設工事、エプロン造成工事、燃料タンク設置基礎工事 等                                                                                   |
| 発電・送変電工事  | 取水堰(新設・改良)工事、送水路工事、発電所(変電所)設備コンクリート基礎工事、発電・送変電鉄塔設置工事、ビッド電線路工事、太陽光発電基礎工事 等                                                                         |
| 通信・電気土木工事 | 通信管路(マンホール・ハンドホール)敷設工事、とう道築造工事、鉄塔設置工事、地中配管埋設工事 等                                                                                                  |
| 上水道工事     | 配水本管(送水本管)敷設工事、取水堰(新設・改良)工事、導水路(新設・改良)工事、浄水池(沈砂池・ろ過池)設置工事、浄水池ろ材更正工事、配水池設置工事 等                                                                     |
| 下水道工事     | 本管路(下水管・マンホール・汚水渠等)敷設工事、管路推進工事、ポンプ場設置工事、終末処理場設置工事 等                                                                                               |
| 土地造成工事    | 切土・盛土工事、法面処理工事、擁壁工事、排水工事、調整池工事、墓苑(園地)造成工事、分譲宅地造成工事、集合住宅用地造成工事、工場用地造成工事、商業施設用地造成工事、駐車場整備工事 等                                                       |
| 農業土木工事    | 圃場整備・整地工事、土地改良工事、農地造成工事、農地整備(改良)工事、用排水路(改良)工事、用排水施設工事、草地造成工事、土壌改良工事 等                                                                             |
| 森林土木工事    | 林道整備(改良)工事、擁壁工事、法面保護工事、谷止工事、治山堰堤工事 等                                                                                                              |
| 公園工事      | 広場(運動広場)造成工事、園路(遊歩道・緑道・自転車道)整備(改良)工事、野球場新設工事、擁壁工事 等                                                                                               |
| 地下構造物工事   | 地下横断歩道工事、地下駐車場工事、共同溝工事、電線共同溝工事、情報ボックス工事、ガス本管理設工事 等                                                                                                |
| 橋梁工事      | 橋梁上部(桁製作・運搬・架設・床版・舗装)工事、橋梁下部(橋台・橋脚)工事、橋台・橋脚基礎(杭基礎・ケーソン基礎)工事、耐震補強工事、橋梁(鋼橋、コンクリート橋、PC橋、斜張橋、つり橋等)工事、歩道橋工事 等                                          |
| トンネル工事    | 山岳トンネル(掘削工、覆工、インバート工、坑門工)工事、シールドトンネル工事、開削トンネル工事、水路トンネル工事 等                                                                                        |
| 鋼構造物塗装工事  | 鋼橋塗装工事、鉄塔塗装工事、樋門扉・水門扉塗装工事、歩道橋塗装工事 等                                                                                                               |
| 薬液注入工事    | トンネル掘削の止水・固結工事、シールドトンネル発進部・到達部地盤防護工事、立坑底盤部遮水盤造成工事、推進管周囲地盤補強工事、鋼矢板周囲地盤補強工事 等                                                                       |
| 土木構造物解体工事 | 橋脚解体工事、道路擁壁解体工事、大型浄化槽解体工事、地下構造物(タンク)等解体工事 等                                                                                                       |

受検資格として認められる・工事種別・工事内容

| 工 事 種 別             | 工 事 内 容                                                                                                                                                    |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築工事<br>(ビル・マンション等) | PC ぐい工事、RC ぐい工事、鋼管ぐい工事、場所打ちぐい工事<br>PC ぐい解体工事、RC ぐい解体工事、鋼管ぐい解体工事、場所打ちぐい解体工事<br>建築物基礎解体後の埋戻し、建築物基礎解体後の整地工事(土地造成工事)<br>地下構造物の解体後の埋戻し、地下構造物の解体後の整地工事(土地造成工事) 等 |
| 個人宅地工事              | PC ぐい工事、RC ぐい工事、鋼管ぐい工事、場所打ちぐい工事<br>PC ぐい解体工事、RC ぐい解体工事、鋼管ぐい解体工事、場所打ちぐい解体工事 等                                                                               |
| 浄化槽工事               | 大型浄化槽設置工事(ビル、マンション、パーキングエリアや工場等大規模な工事) 等                                                                                                                   |
| 機械等設置工事             | タンク設置に伴うコンクリート基礎工事、煙突設置に伴うコンクリート基礎工事、機械設置に伴うコンクリート基礎工事 等                                                                                                   |
| 鉄管・鉄骨製作             | 橋梁、水門扉の工場での製作 等                                                                                                                                            |

受検資格として認められる  
工事種別・工事内容

# 3. 技術検定の概要

## ①-2 実務経験として認められない工種種別・工事内容等 【土木施工管理技術検定の例】

| 工 事 種 別             | 工 事 内 容                                                                                    |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築工事<br>(ビル・マンション等) | 躯体工事、仕上工事、基礎工事、杭頭処理工事、<br>地盤改良工事(砂ぐい、柱状改良工事等含む)、薬液注入工事 等                                   |
| 個人宅地工事              | 造成工事、擁壁工事、地盤改良工事(砂ぐい、柱状改良工事等含む)、<br>薬液注入工事、建屋解体工事、建築工事及び駐車場関連工事、基礎解体後の埋戻し、<br>基礎解体後の整地工事 等 |
| 解体工事                | 建築物建屋解体工事、建築物基礎解体工事 等                                                                      |
| 上水道工事               | 敷地内の給水設備等の配管工事 等                                                                           |
| 下水道工事               | 敷地内の排水設備等の配管工事 等                                                                           |
| 浄化槽工事               | 浄化槽設置工事(個人宅等の小規模な工事) 等                                                                     |
| 外構工事                | フェンス・門扉工事等囲障工事 等                                                                           |
| 公園(造園)工事            | 植栽工事、修景工事、遊具設置工事、防球ネット設置工事、墓石等加工設置工事 等                                                     |
| 道路工事                | 路面清掃作業、除草作業、除雪作業、道路標識工場製作、道路標識管理業務 等                                                       |
| 河川・ダム工事             | 除草作業、流木処理作業、塵芥処理作業 等                                                                       |
| 地質・測量調査             | ボーリング工事、さく井工事、埋蔵文化財発掘調査 等                                                                  |
| 電気工事<br>通信工事        | 架線工事、ケーブル引込工事、電柱設置工事、配線工事、電気設備設置工事、<br>変電所建屋工事、発電所建屋工事、基地局建屋工事 等                           |
| 機械等設置工事             | タンク、煙突、機械等の製作・塗装及び据付工事 等                                                                   |
| コンクリート等製造           | 工場内における生コン製造・管理、アスコン製造・管理、<br>コンクリート2次製品製造・管理 等                                            |
| 鉄管・鉄骨製作             | 工場での製作 等                                                                                   |
| 建築物及び建築付帯<br>設備塗装工事 | 階段塗装工事、フェンス等外構設備塗装工事、手すり等塗装工事、鉄骨塗装工事 等                                                     |
| 機械及び設備等塗装<br>工事     | プラント及びタンク塗装工事、冷却管及び給油管等塗装工事、煙突塗装工事、<br>広告塔塗装工事 等                                           |
| 薬液注入工事              | 不同沈下建造物復元工事、建築物基礎補強工事 等                                                                    |

受検資格として認められない工事種別・工事内容

- ・工事着工以前における設計者としての基本設計・実施設計のみの業務
- ・測量、調査(点検含む)、設計(積算を含む)、保守・維持・メンテナンス等の業務  
※ただし、施工中の工事測量は認める。
- ・現場事務、営業等の業務
- ・研究所、学校(大学院等)、訓練所等における研究、教育及び指導等の業務
- ・アルバイトによる作業員としての経験
- ・工程管理、品質管理、安全管理等を含まない雑役務のみの業務、単純な労務作業等(単なる土の掘削、  
コンクリートの打設、建設機械の運転、ゴミ処理等の作業、単に塗料を塗布する作業、単に薬液を  
注入するだけの作業等)

# 3. 技術検定の概要

## (4) 受検要件としての実務経験の扱い

- 実務経験について、各業種区分に対応している技術検定の6種目（土木、管工事、造園、電気通信工事、建築、電気工事）の**実務経験は他の種目と重複して申請することはできない**。
- また、**元請に当該業種の許可がない**場合、その工事の実務経験は認められない。

### 実務経験の重複の禁止の理由

- 建設業許可業種は、**施工技術の相違、取引慣行等の業課の実態**を勘案して設定されており、許可にあたっては**当該業種の実務経験を有する者の配置**が必要である。

### 【例】「電気工事」「管工事」が同等割合の複合工事の場合

- 当該工事の実務経験を電気工事・管工事での重複を認めた場合、**施工技術の相違等による許可業種の設定の考え方と矛盾**が生じる。
- 施工管理の面から、電気工事の実務経験者が管工事を**適切に管理できるが疑問**が残る。
- 建設工事は、その内容が変化し専門技術が進展しており、業界から業種の細分化の要望はあるが、**業種の統合の要望は少ない**。

### 元請技術者の実務経験の取扱い

- 土木（建築）一式工事は、総合的な企画、指導、調整のもとに「**土木工作物（建築物）**」を建設する**工事**である。

### 【例】建築一式工事における「電気工事」の扱い

- **電気工事業の許可を有し設備部門の技術者**として配置された場合は、**電気工事の実務経験として認められる**。
- **電気工事業の許可がなく**、下請業者に電気工事を施工させている場合、電気工事の施工管理能力がないため、**電気工事としての実務経験は認められない**。

| 1月        | 2月 | 3月 | 4月 | 5月        | 6月 | 7月 | 8月 | 9月        | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----------|----|----|----|-----------|----|----|----|-----------|-----|-----|-----|
| 土木工事(6か月) |    |    |    |           |    |    |    |           |     |     |     |
|           |    |    |    | 建築工事(5か月) |    |    |    |           |     |     |     |
|           |    |    |    |           |    |    |    | 土木工事(4か月) |     |     |     |



|           |  |  |  |           |  |  |           |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|-----------|--|--|-----------|--|--|--|--|
| 土木工事(5か月) |  |  |  | 建築工事(3か月) |  |  | 土木工事(4か月) |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|-----------|--|--|-----------|--|--|--|--|

工種の複合工事（一式工事等）における実務経験の算定方法

## 4. 不正受検事案の概要

### (1) 不正受検事案の概要

#### ○大和ハウス工業(株)の例 (第三者委員会調査結果)

- 最終的に現職社員の資格保有者4,189名（資格総数：7,303個）のうち、**実務経験不備者は357名（資格総数：429個）**であり、退職者は14名（資格総数：16個）であった。
- 実務経験に不備があった**現職社員を主任・監理技術者として16現場に配置**したほか、**専任技術者として4営業所に配置**していた。

#### ○西武建設（株）、西武造園（株）の例（社内調査結果）

- 令和2年6月、西武建設（株）、西武造園（株）は、同社及びその子会社の**社員65名（退職した社員を含む）**が保有する施工管理技士について、**受検時における実務経験に不備**があったことを発表した。
- 実務経験不備で資格を取得した者の一部は、**3現場で監理技術者（現場代理人兼任）として配置**されていたほか、**3営業所において専任技術者として配置**されていた。

#### ○水道機工（株）、（株）水機テクノスの例（第三者委員会調査結果）

- 水道機工（株）及び（株）水機テクノスの技術検定の受験履歴がある現職役職員285名（水道機工（株）157名、（株）水機テクノス128名）のうち、**実務経験不備による技術検定受験者は181名（資格総数：341個）、合格者は106名（資格総数：208個）、監理技術者資格証の取得者が70名（資格総数：77個）**であった。
- 実務経験に不備があった**現職社員を監理・主任技術者として221現場に配置**したほか、**専任技術者として23営業所に配置**していた。
- 元役員は受験者に対して、**受験者自身が経験していない実務経験**を記載するよう指導（独自対策テキストの丸写し）し、また**試験機関に対する発覚防止策**（受験番号・解答の調整）を指示していた。

# 4. 不正受検事案の概要

## (2) 実務経験不備事案のパターン

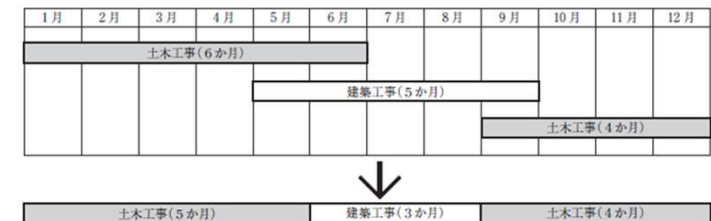
- 実務経験不備のパターンは、**①実務経験が認められない工事内容**、**②実務経験の重複**、**③計上できない工種の実務経験**の3つに大別される。
- また、所属企業においても、これら実務経験の要件を十分に認知していないことと、**受検者の実務経験の管理・チェックも不十分**であった。

### 【不備パターン①】実務経験が認められない工事経験

- 技術検定の「手引き」には、それぞれの技術検定において、実務経験として認める工事種別・工事内容・業種等、実務経験として認められない工事種別・工事内容・業種等が明示されている。
- ⇒ 実務経験の申請において、「手引き」において実務経験として認められない工事種別・工事内容・業種等に合致する内容を実務経験として申請している。

### 【不備パターン②】実務経験の重複

- 技術検定では、複数の工種が含まれる工事の実務経験は、いずれかの工種の実務経験として算定することとなっている。
- ⇒ 複数の技術検定の実務経験として、重複した実務経験として申請している。



### 【不備パターン③】下請に出している場合の実務経験（※建築工事等における電気工事下請）

- 土木・建築工事等を請け負った場合、電気工事等の専門工事を下請けに出した場合、当該工事の実務経験は土木又は建築工事としての実務経験に計上できるが、電気工事等の専門工事の実務経験として計上できない。
- ⇒ 電気工事等の専門工事を下請けに出した場合、自社では当該専門工事の施工を行っていないが、実務経験として申請している。

## 4. 不正受検事案の概要

### (3) 事案の背景及び発生原因

- 実務経験不備事案には、**企業による資格取得の推進による背景**もあり、**受検者が実務経験要件を十分に認知・確認せず**に申請・受検している実態が明らかとなった。
- また、企業における実務経験の証明者も、同様に**実務経験要件を十分に認知せず、管理・チェック体制も不十分**であったことが原因と考えられる。

#### < 実務経験不備の背景 >

##### < 施工管理技士資格の取得推進 >

#### ① 建築施工管理技士の取得推進

- ✓ 事事業所長等に対して、監理技術者になり得る資格（1級建築士・1級建築施工管理技士等）の取得を強く推進する通達を発出。

#### ② 他の施工管理技士資格の取得推進

- ✓ 建築工事以外の工事受注を拡大するために、他の施工管理技士の資格取得への祝金の増額。

#### ③ 管理職昇格に対する資格取得要件

- ✓ 課長昇格の要件として、建築施工管理技士のほか、さらに他1種類の施工管理技士資格の取得を要件化。



#### < 実務経験不備の原因 >

##### 証明者

⇒実務経験の記録・管理及びチェック体制不足  
⇒実務経験の認知・周知不足

+

##### 受検者

⇒実務経験の確認・理解不足

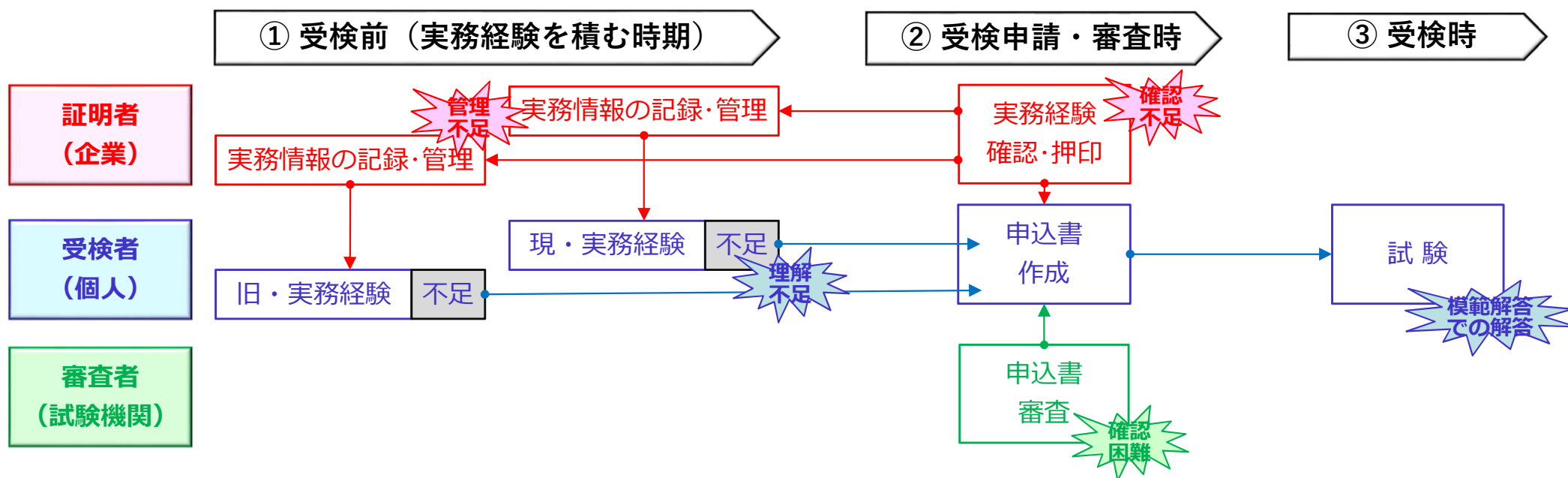
# 5. 技術検定不正受検の再発防止に向けた課題

## ○実務経験不備事案の原因

- 実務経験不備事案の調査結果から、その原因は、①受検前の実務経験を積む時期、②受検申請・審査時、③受検時、の3つのプロセスにおいて発現していた。

不正事案における各段階での問題点

|               | ① 受検前（実務経験を積む時期）    | ② 受検申請・審査時                                | ③ 受検時                    |
|---------------|---------------------|-------------------------------------------|--------------------------|
| 証明者<br>（企業）   | ・社員の実務情報を適切に管理していない | ・受検者の実務経験を確認できる仕組みがない                     | —                        |
| 受検者<br>（個人）   | —                   | ・実務経験の算定方法への理解が不十分である                     | ・対策本の模範解答の勉強で<br>解答できている |
| 審査者<br>（試験機関） | —                   | ・受検申請～合格発表までに詳細な審査は難しい<br>（複数試験の1・2級試験あり） | —                        |



# 6. 技術検定不正受検防止対策の概要

## ○技術検定不正受検防止対策の概要

○ 受検前～受検後の4つの受検プロセスごとに、①理解不足による申請ミスの防止対策、②受検者及び証明者による虚偽申請の抑止、の2つの観点から、不正受検防止対策について提言を行う。

技術検定不正受検防止対策の概要

|               | 受検前(実務経験期間)                                                                                                   | 受検申請時                                                                                                                                                | 受検時                                                                                           | 受検後                                                                           |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 証明者<br>(企業)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社員の実務経験を適切に管理していない</li> </ul> <div>① 証明者による受検者経歴等の根拠資料の保有の周知徹底</div> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受検者の実務経験を確認できる仕組みがない</li> </ul> <div>② 所属ごとに実務経験の証明を求める方法への見直し</div> <div>⑤ 受検申請書類の電子申請化と既存データベースとの連携</div> |                                                                                               | <div>⑦ 実務経験の証明に関する立入検査の実施</div> <div>⑧ 企業名公表</div> <div>⑨ 企業へのペナルティの明確化</div> |
| 受検者個人         |                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実務経験の算定方法への理解が不十分である</li> </ul> <div>③ 「受験の手引き」の記載内容の改善</div> <div>④ チェックリストの活用</div>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策本の模範解答の勉強で解答できている</li> </ul> <div>⑥ 試験問題の見直し</div> |                                                                               |
| 審査者<br>(試験機関) |                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受検申請～合格発表までに詳細な審査は難しい</li> </ul> <div>⑤ 受検申請書類の電子申請化と既存データベースとの連携</div>                                     |                                                                                               |                                                                               |
| 制度全般          | 実務経験のあり方・短縮                                                                                                   | 実地試験のあり方                                                                                                                                             | 施工管理技士の登録制度                                                                                   | 海外を含む実務経験の区分                                                                  |

※ 青色：理解不足による申請ミスの防止対策 ※ 赤着色：受検者及び証明者による虚偽申請の抑止

## 7. 理解不足による申請ミスの防止対策

### (1) 証明者による受検者経歴等の根拠資料の保有の周知徹底

- 受検申請の際、実務経験を証する企業の証明書の提出が必要（施工技術検定規則第4条）。
- 証明者となる企業は、受検者の実務経験を証明するため、**受検者の学歴、受検者が従事した工事の工種、従事した期間・立場、保有資格等を確認できる根拠を保有**しておくことが必要。
- 企業ごとの状況に応じて、これらの項目をデータ管理することや、記録簿等の保存などが考えられるが、**実務経験を証明する際に必要な根拠を保有しておくよう周知**を図る。

#### 項目1. 学歴

- 技術検定では、最終学歴によって実務経験要件が規定されるため、最終学歴（学部・学科、専攻など）を把握しておく必要がある。

#### 項目2. 対象工事・工種

- 技術検定では、複数の技術検定での実務経験の重複は認めていないため、実務経験の工事について、主たる工種・工事内容等を把握しておく必要がある。

#### 項目3. 従事した期間

- 専任性が求められる主任（監理）技術者の場合、契約期間が従事期間となるが、その他技術者・技能者の場合は、必ずしも契約期間に当該工事現場に常駐しているとは限らないため、実際に従事した期間を把握しておく必要がある。

#### 項目4. 従事した立場

- 技術検定では、実務経験要件として従事した立場（現場代理人、主任（監理）技術者、工事主任等）が規定されており、これら従事した立場を把握しておく必要がある。
- なお、1級の場合、主任技術者の要件成立後専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験により、実務経験の短縮が認められることから、元請・下請の別、監理技術者の配置の有無を把握しておく必要がある。

#### 項目5. 保有資格

- 1級の場合、2級合格者は実務経験の短縮が認められていることから、2級施工管理技士の有無を把握しておく必要がある。

#### 項目6. 他の技術検定の受検状況

- 実務経験は、他の技術検定との重複も禁止されていることから、他の技術検定の受検状況も把握しておく必要がある。

# 7. 理解不足による申請ミスの防止対策

## (2) 所属企業ごとに実務経験の証明を求める方法への見直し

### 1) 旧所属の実務経験の証明方法

- 証明書について、旧所属の実務経験も現・所属企業において証明することになっている（受験手引）が、より確実な証明にするため、実務経験は**全ての所属企業ごとに証明する**ことも考えられる。

#### 受検者の実務経験の証明方法

|    | 案①：現所属企業が全ての実務経験を証明（現行通り）                                                                                                                            | 案②：所属企業ごとに実務経験を証明（見直し案）                                                                                                                                                      |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 効果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実務経験の証明に要する時間が短く済み、受検申込み期間内での証明が可能と考えられる（現行と同じ）。</li> </ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● それぞれの所属企業が証明するため、案①に比べて受検要件の信頼性の向上が期待できる。</li> <li>● 証明者としての責任を持たせることが可能となる。</li> </ul>                                             |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 前・所属企業での実務経験の確実な資料がないと、現・所属企業では前・所属企業の実務経験について実質的な証明は困難と考えられる。</li> <li>● 証明者としての責任を持たせることは難しい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各所属企業で実務経験の内容の確認に時間を要する（確認できない）場合、受検できないリスクが生じる。（前・所属企業が証明を拒む可能性あり）</li> </ul>                                                      |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 前・所属企業における実務経験の根拠資料がない場合、給与明細等の所属を証明する資料※1で代替する。</li> <li>✓ 将来的には、前職での実務経験は、既存DBの活用等による確認も想定される。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設業では、転職が多く実務経験の証明を得る対象企業が多くなる、必ずしも円満退社ではない等が想定される。</li> <li>● 建設業許可申請時の営業所専任技術者の実務経験と同様の取り扱い（解散等の場合には被証明者以上の者の証明を求めている）</li> </ul> |

- **実務経験証明の信頼性向上、証明者の役割の明確化の観点では、案②の方向が望ましい**が、旧所属の証明に時間を要するなどにより、受検の機会を失するリスクを考慮する必要がある。
- 技術検定の受検者は転職経験者が多く※2、担い手確保の観点から実務経験の証明において**受検者が不利益を被ることのないよう**（実務経験があるにもかかわらず受検できないなど）、現場の実態を踏まえ、周知期間の確保※3、旧所属企業の役割の明確化、証明が得られない場合の代替措置等、**受検者への負担軽減を検討し、十分な周知を図ったうえで導入**する必要がある。

（※1）所属企業名が確認できる健康保険保険者証、住民特別徴収税額の通知書、社員証、給与明細など

（※2）旧所属企業の経歴を有する受検者の割合：土木・約3割、建築・約3割（サンプル調査による）

（※3）2級技術検定における高卒・指定学科の実務経験年数3年、高卒指定学科以外の実務経験年数4.5年等を踏まえて検討必要

# 7. 理解不足による申請ミスの防止対策

## 【参考1】主な他の国家試験における実務経験の証明方法

### 主な国家資格における実務経験の証明方法

(各資格のHPより作成)

| 資格名称            | 実務経験の証明書類                             | 実務経験の証明方法と実務経験証明の代替書類                                                                                            |
|-----------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施工管理技士<br>(1級)  | ● 実務経験証明書【現所属企業のみ】                    | ⇒ 代替書類なし                                                                                                         |
| 建築士(1級)         | ● 実務経歴書 + 実務経歴証明書【所属企業ごと】             | ⇒ 当該企業に所属していたことが証明できる書面<br>(源泉徴収票、社会保険加入記録など)                                                                    |
| 技術士             | ● 実務経験証明書【現所属企業のみ】<br>(監督内容証明書：監督者ごと) | ⇒ 代替書類なし                                                                                                         |
| 税理士             | ● 職歴経歴書【所属企業ごと】                       | ⇒ 代替書類なし                                                                                                         |
| 労働安全<br>コンサルタント | ● 経歴証明書【所属企業ごと】                       | ⇒ 代替書類なし                                                                                                         |
| 介護福祉士           | ● 実務経験証明書【所属企業ごと】                     | ⇒ 事業種類(閉鎖(履歴)事項全部証明書)<br>⇒ 職種(雇用契約書、労働契約書、辞令、給与明細、勤務表等)<br>⇒ 従事期間(勤務表、給与明細、源泉徴収明細、雇用保険の記録等)<br>⇒ 従事日数(勤務表、給与明細等) |
| 技能検定(1級)        | ● なし(第三者による証明の書類は不要)                  |                                                                                                                  |

| 資格名称      | 実務経験の証明書類                      | 実務経験の証明方法と実務経験証明の代替書類                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 営業所専任技術者  | ● 実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書(所属企業ごと) | 「証明者」は、原則として使用者(法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人)でなければならない。<br>ただし、 <u>法人の解散等</u> の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者としてすることができるものとし、この場合、「備考」欄にその理由を記載させる。なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由があり、 <u>やむを得ず自己証明する者</u> については、「備考」欄にその理由を記載させ、必要な場合には当該事実を証し得る第三者の証明書又はその他の書類を添付させること。【建設業許可ガイドライン・抜粋】 |
| 監理技術者資格者証 | ● 監理技術者実務経験証明書(所属企業ごと)         | 営業専任技術者に準ずる                                                                                                                                                                                                                                                          |

# 7. 理解不足による申請ミスの防止対策

## (3) 「受験の手引き」の記載内容の改善

- 「受験の手引き」に、実務経験の内容について説明があるが、「認められる工事等」「認められる従事した立場」と「認められない業務・作業等」が混在し、**実務経験要件が分かりにくい**との指摘もある。
- また、不正事案において、**実務経験の重複期間の理解不足が多い**との調査結果もあることから、実務経験の理解不足、ミスの抑止に向けて、「受験の手引き」の記載内容・方法の工夫も必要ではないか。

### 「手引き」の記載上の課題と記載内容・方法の見直し方針

| 手引きの記載上の課題 |                                          | 手引き見直し方針案                                                                                                                                                                                                           |
|------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1          | ● 証明者が実務経験の証明を行う際に、記載事項の確認が十分に行われていない。   | ⇒ 申請書類の証明者押印欄に、実務経験の重複等に関する注意喚起の文言を新たに記載する。<br>⇒ また、実務経験の証明の意義、重要性を記した証明者宛ての文書（チラシ）を受検申請書一式の封筒に同封する。                                                                                                                |
| 2          | ● 実務経験の工事種別の判別が難しく、また、工事内容等の書き間違いが生じやすい。 | ⇒ 実務経験として「認められる工事」「認められない工事」の内容を再度十分吟味し、分かりやすく明確に整理し、記号化して一覧表にする。<br>⇒ 実務経験の工事種別、工事内容、従事した立場について、従来の個別工事名記述方式から、記号による記入方式に変更し、記載方法の簡素化を図り、記載間違いを防止する。                                                               |
| 3          | ● 実務経験について、他種目との重複に関して分かりにくい。            | ⇒ 実務経験の重複の考え方についての説明を明確にし、図説を追加するなどして理解を促すよう、より丁寧な説明文にする。                                                                                                                                                           |
| 4          | ● 受検資格によって申請書類が分かりにくく、間違いが生じやすい。         | ⇒ 提出する申請書類を一覧にした説明ページを新たに設け、各受検資格に応じた必要な書類の作成・提出に間違いが生じないようにする。<br>⇒ 受検資格の説明や必要書類、それらの脚注等が頻出しているため、それぞれの項目ごとにページを分けて整理する。                                                                                           |
| 5          | ● 申請書類の記載例が分かりにくく、記載の間違いが生じやすい。          | ⇒ 申請書の種類ごとに記載例を掲載するとともに、記載項目ごとに分かりやすく簡潔な説明を付けた記載例に改める。                                                                                                                                                              |
| 6          | ● 手引き全体について見づらく、重要な事項が分かりにくい。            | ⇒ 受検者が知りたい箇所を探しやすいよう目次及び各表題番号を整理する。<br>⇒ 現行の手引きでは、本文中の赤字、波線、ゴシック字体等の使用箇所が多いため、受検者に特に伝えたい重要な部分に限って強調するような工夫を施す。<br>⇒ 現行の手引きでは、不正行為に対する受検禁止措置についての注意が一般的な手続き事項と並列の表記として複数箇所記載されているため、重要事項として目に付きやすいよう、裏表紙のみに強調して記載する。 |

# 7. 理解不足による申請ミスの防止対策

## (3) 「受験の手引き」の記載内容の改善

- 「受験の手引き」に、実務経験の内容について説明があるが、「認められる工事等」「認められる従事した立場」と「認められない業務・作業等」が混在し、**実務経験要件が分かりにくい**との指摘もある。
- また、実務経験の考え方は、見出し立てや赤字強調するなども**注意喚起のための工夫**も必要である。

### 「受験の手引き」における実務経験に関する記載事項【1級土木の場合】

#### 2. 土木施工管理に関する実務経験について

##### (1) 実務経験とは

- 土木工事の施工に直接的に関わる技術上のすべての職務経験であることの明示。（産業開発青年隊、2年未満の職業訓練での実務経験を含む）

##### (2) 実務経験証明書の作成

- （実務経験証明書の作成方法の説明）

##### (3) 指導監督的実務経験の内容の作成 記入例

- 「指導監督的実務経験」の説明（現場代理人、主任技術者、工事主任、施工監督等の立場で、部下や下請業者等に対する技術面での指導・監督）。

##### 【ご注意】

- 実務経験の重複などについて
  - ✓ 実務経験は、検定7種別において重複して申請できない旨の明示。実務経験期間が重複する場合、いずれかの技術検定への割り振り。【図示】
- 実務経験の計算について
  - ✓ 実務経験の算定基準は、3月31日現在であるが、試験前日までを実務経験期間の見込みとして算定であることを明示。【図示】
- 学歴と実務経験年数の条件が重複する場合について
  - ✓ 夜間部卒業者について、必要書類（卒業証明書）、実務経験の算定方法を明示。（在学中の実務経験を算定する場合は1つ前の学歴を適用）

重要である実務経験の考え方が「ご注意」として記載されている。（赤字強調なし）

##### (4) 土木施工管理に関する実務経験として認められる工事種別・工事内容

- 実務経験として工事等として、工事種別ごとに工事内容の明示。【表形式】

##### (5) 土木施工管理に関する実務経験とは認められない工事等

- 実務経験として認められない工事等として、工事種別ごとに工事内容の明示。【表形式】

認められる実務経験（工事内容・立場）と認められない実務経験（工事内容）が混在して記載されている

##### (6) 「土木施工」に関する実務経験として認められない業務・作業等

- 受験資格として認められない業務（設計のみ、保守・維持業務等、現場事務・営業等、アルバイトの経験、雑役務・単純労務作業等）の明示。

##### (7) 土木施工管理に関する実務経験として認められる従事した立場

- 受験資格として認められる工事に携わった時の立場（工事主任、工事係、現場代理人、施工管理係、発注者側監督員、工事監理等）の明示。

# 7. 理解不足による申請ミスの防止対策

## (4) チェックリストの活用

### 1) 受検申請時に確認すべき実務経験の要件（1級技術検定の場合）

- 技術検定では、実務経験の内容に応じた各種要件が設定されているため、**間違いやすい項目や確認すべき項目についてチェックリストを作成**し、申込書に同封して受検者に配布する。
- 受検者は、実務経験に関する**チェックリストにて確認し署名**した上で、**指定試験機関にチェックリストも提出**する。

#### 【必須】 共通要件

- 実務経験として認められる**工事種別（業種）・工事内容**であるか？実務経験として認められる**従事した立場**であるか？  
（認められない工事種別（業種）・工事内容が含まれていないか？）
- 実務経験の**期間が重複して申請**されていないか？（※他の技術検定との重複期間はないか？）

#### 【必須】 指導監督的立場の実務経験

※元請・下請経験を問わない

- 現場代理人、主任技術者、工事主任、設計監理者、施工監督などの立場で、部下・下請けに対して、**工事の技術面を総合的に指導監督した経験が1年以上**あるか？
- 指導監督的立場は、工事工期のうち、**該当する従事期間のみを算出**しているか？

#### 【選択】 専任の主任技術者による受検要件の場合

※元請・下請経験を問わない

- 主任技術者の資格要件を満たした後（※）、**専任の主任技術者としての実務経験が1年以上**あるか？  
（※ 2級合格による場合、実務経験による場合、他資格の取得による場合）
- 受検要件を**証明できる証拠書類**は用意できているか？

#### 【選択】 主任技術者の資格要件取得後に専任の監理技術者の指導による受検要件の場合

※元請経験のみ

- 主任技術者の資格要件を満たした後（※）、**専任の監理技術者が必要な工事に配置され、監理技術者の指導による実務経験が1年以上**あるか？（※ 2級合格による場合、実務経験による場合、他資格の取得による場合）
- 受検要件を**証明できる証拠書類**は用意できているか？

## （４）チェックリストの活用

## 2) チェックリスト項目 (案)

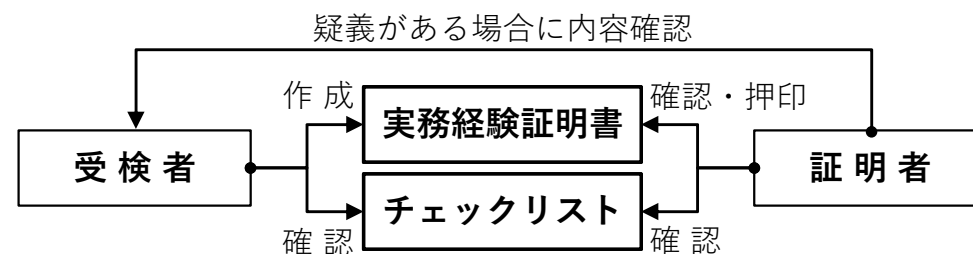
- チェックリストは、受検者が間違えやすい内容を踏まえた確認すべき事項に基づいて検討する。
- なお、チェックリストには**受検者と証明者の確認結果を記す**ものとし、**証明者はチェック状況を確認**した上で実務経験証明書に確認結果を記す。

なお、場合によっては書面審査上、上記の指導監督の実務経験として記載された工事の詳細内容について、施工体制表や施工体系図、工事請負契約等の写しを提出して頂き、改めて確認させて頂くことがあります。

**誓約欄** この証明事項に事実と相違がある場合には合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

### ＜チェックリストの項目案＞

- ① 受検資格として認められない工事種別と工事内容を記載していないか。
- ② 従事した立場が認められないものを記載していないか。
- ③ 実務経験年数に、本来認められない工事種別・工事内容等の年数も含めて記載していないか。
- ④ 実務経験年数に複数工事を同時に担当した場合に重複して計上していないか。
- ⑤ 指導監督の実務経験の従事した立場で、認められていない立場を記載していないか。
- ⑥ 指導監督の実務経験年数に認められない工事期間を記載していないか。
- ⑦ 他の検定種目の実務経験年数と重複していないか、また重複している場合は按分したか。
- ⑧ 専任の監理技術者のもとにおける２年以上の実務経験での受検資格の再確認したか。
- ⑨ 専任の主任技術者としての受検資格要件を再確認したか。



## 8. 受検者及び証明者による虚偽申請の抑止

### (1) 受検申請書類の電子申請化と既存データベースとの連携

#### 1) 技術検定における電子申請の導入

- 近年のIT・デジタル化の流れに伴い、各種国家試験においてもインターネット申請が導入されている。
- 「建築・電気工事」（建設業振興基金）においてはインターネット申請が導入済みであり、「**土木・管工事・造園・電気通信**」（**全国建設研修センター**）においても**R3年度から導入を検討**している。
- インターネット申請は、当面は、受検要件を認められている2回目以降の受検者を対象とする。
- なお、インターネット環境がない（不慣れ）の受検者を考慮し、**当面、書面による申請も有効**とする。

#### 「書類申請」と「インターネット申請」の特徴整理

|         | 書面申請                                                                                                                                          | インターネット申請                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用場面    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 制限なし</li> <li>⇒ 現行方法であり、受検申込による制限はない。</li> </ul>                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● インターネット環境のある受検者</li> <li>⇒ 初回受検時の本人性の確認方法の検討が必要である。</li> </ul>                                                                                                   |
| 利用方法    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定試験機関から申込書類を購入し、必要事項を記入・書類を添付し、郵送にて提出する。</li> <li>⇒ 受検申請者に対して、申込書類の準備・送付等、受検準備段階の労力が大きい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定試験機関の専用ページから、必要事項を入力・書類を添付し、受検データをアップロードする。</li> <li>● 2回目以降の受検の場合、登録情報を呼び出し、必要に応じて情報を修正し、受検申請（登録）する。</li> <li>⇒ 申請の労力軽減、指定試験機関での受検情報データ管理の省力化は図れる。</li> </ul> |
| 実務経験の審査 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受検者データがある場合は、前回の受検番号から受検要件が満たされているか確認できる。</li> <li>⇒ 他の技術検定との実務経験の重複チェックは実質的に不可能である。</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定試験機関間で受検者データを共有することで、他の技術検定との実務経験の重複チェックが可能となる。</li> <li>⇒ 受検者データを蓄積・管理する新たなデータベースの構築が必要である。</li> </ul>                                                        |

- インターネット申請により受検者データを効率的に収集・管理できることで、**実務経験の重複期間のチェックについて更なる強化**を図ることが可能となる。
- また、将来、CORINS・CCUS等の既存データベースと連携を図ることで、**実務経験の根拠資料としての活用**できるとともに、**実務経験の内容のチェックの更なる強化**を図ることも可能となる。

## 8. 受検者及び証明者による虚偽申請の抑止

### (1) 受検申請書類の電子申請化と既存データベースとの連携

#### 2) 他資格における電子申請の導入状況

- 技術検定のうち、**建築・電気工事（建設業振興基金）**では、再受験申込者については既に**インターネット申請が可能**である。
- 受検申請事務の効率化ならびに実務経験の確認に資するため、土木・管工事・造園・電気通信工事（全国建設研修センター）、建設機械（日本建設機械施工協会）においても、**インターネット申請の導入を検討**する。

インターネット申請が導入済みの主な国家資格

（各資格のHPより作成）

| 資格名         | 所管省庁  | 実務経験の有無 | 備 考                    |
|-------------|-------|---------|------------------------|
| 建築士（1級）     | 国土交通省 | 有       | 2回目以降の受検にて選択可能         |
| 不動産鑑定士      | 国土交通省 | 無       | web申請：¥12,800（△¥200）   |
| 宅地建物取引士     | 国土交通省 | 無       | 登録講習の状況に応じて利用不可の場合あり   |
| 電気工事士（1級）   | 経済産業省 | 無       | web申請：¥10,300（△¥1,000） |
| 電気主任技術者（1級） | 経済産業省 | 無       | web申請：¥12,400（△¥400）   |
| 電気通信主任技術者   | 経済産業省 | 無       | 実務経験要件が不要の申請の場合のみ      |
| 基本情報技術者     | 経済産業省 | 無       |                        |
| 公認会計士       | 金融庁   | 無       |                        |
| 行政書士        | 総務省   | 無       |                        |
| 消防設備士（甲種）   | 総務省   | 無       | 免除科目の申請書面が不要の場合のみ      |
| 陸上無線技士（第1級） | 総務省   | 無       |                        |

【参考】実務経験が「有り」でインターネット申請が実施されていない国家資格の例

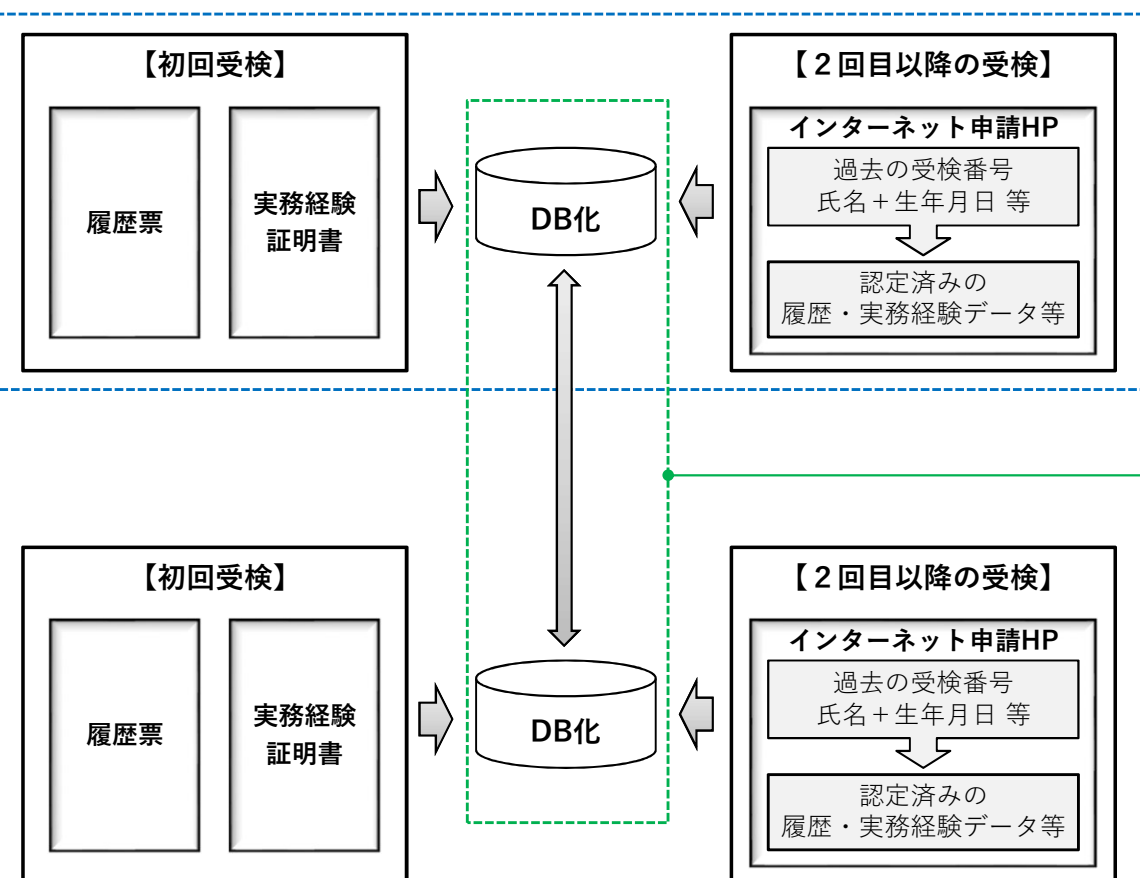
| 資格名           | 所管省庁  | 実務経験の有無 | 備 考       |
|---------------|-------|---------|-----------|
| 技術士（2次）       | 国土交通省 | 有       | 郵送のみ      |
| 労働安全衛生コンサルタント | 厚生労働省 | 有       | 郵送または持ち込み |
| 税理士           | 国税庁   | 有       | 郵送のみ      |

# 8. 受検者及び証明者による虚偽申請の抑止

## (1) 受検申請書類の電子申請化と既存データベースとの連携

### 3) 電子申請による受検情報の共有化

- **受検申請時の受検情報をDB化し、指定試験機関間で共有化を図ることで、実務経験の不備（学歴に対する実務経験の不足、他の技術検定との重複等）の確認の効率化を図る。**（電子申請の実現方法は今後検討する）



#### <登録データ>

- 初回受検情報をDB化し、指定試験機関間で共有化を図る。

#### <利用方法>※初回

- 必要事項を記入するとともに、実務経験証明書やチェックリスト等の押印を必要とする書類はPDFファイルを添付する。

#### <利用方法>※2回目以降

- 受検番号等で登録情報を呼び出し、2回目以降の受検申請を行う。
- 他検定の受検申請においても、同様の操作で受検申請を可能とする。

#### <受検情報データの共有化>

- 各指定試験機関において、受検情報データの共有を図る。

※ 指定試験機関間でのデータ共有方法は別途検討が必要

#### <実務経験の重複チェック>

- 既に受検済みの受検情報データから、他検定の実務経験との重複チェックが可能となる。
- 複数の技術検定を同時に受検した場合でも、受検後に実務経験との重複チェックが可能である。

受検情報のデータ共有イメージ

# 8. 受検者及び証明者による虚偽申請の抑止

## (1) 受検申請書類の電子申請化と既存データベースとの連携

### 4) 既存データベースの概要

- 受検者の実務経験について、公的なデータベースの登録情報を活用することが考えられる。ただし、現時点では、**全ての工事実績・技術者を登録できるものはない。**
- 国土交通省は、既存データベースの登録情報や技術者情報等を連携する『技術者情報ネットワーク』の構築推進を図っており、**将来、実務経験の根拠資料の一部としての活用や、証明者による実務経験の確認時に活用が期待**できるのではないかな。

主な既存データベース等の特徴と実務経験の証明への適用性

(各データベース等のHPより作成)

| 名称          | 工事実績情報システム<br>(CORINS)                                         | 発注者支援データベース<br>(JCIS)                                                          | 建設キャリアアップシステム<br>(CCUS)                    | 施工体制台帳・<br>工事従事者名簿                            |
|-------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 管理・運営<br>主体 | 日本建設情報総合センター                                                   | 建設業技術者センター                                                                     | 建設業振興基金                                    | —                                             |
| 概 要         | ・ 公共工事の実績を収集し、公共発注機関・受注者がその情報を活用できる。                           | ・ 建設業者の工事実績情報、建設業許可・経営事項審査情報、監理技術者の資格情報等を活用できる。                                | ・ 技能者の資格、保険加入状況、現場での就業履歴等を業界横断的に蓄積・活用できる。  | ・ 施工体制台帳において、現場で従事する技能者の情報を記載・提出する。           |
| 運用開始<br>年度  | H6.3<br>請負金額2,500万円以上：H6～<br>請負金額 500万円以上：H12～                 | H24.4～（現行システム）                                                                 | H31.4～                                     | 工事従事者名簿：R2.10頃                                |
| 対象工事        | 公共工事<br>請負額500万円以上<br>※元請業者のみ                                  | (工事情報はCORINSと連携)                                                               | 制限なし                                       | 公共工事<br>下請金額4,000万円以上<br>※施工体制台帳の提出工事         |
| 対 象 者       | 元請業者の技術者（15名分）                                                 | 監理技術者証資格者                                                                      | 技能労働者                                      | 技能労働者                                         |
| 主な情報        | <工事情報> 工事名、請負金額、工期、業種、工事種別等<br><技術者情報><br>氏名、現場での立場、所属企業、従事期間等 | <企業情報> 企業名、建設業許可番号、許可業種、営業所専任技術者等<br><技術者情報> 監理技術者資格者証情報、監理技術者講習修了情報、技術検定合格情報等 | <技能者情報> 氏名、所属企業、工事名、現場での立場、作業内容、職種、入場日・時刻等 | <技能者情報> 氏名、年齢、職種、社会保険の加入状況、安衛法上の教育、資格、入場年月日 等 |
| 登録状況        | ・ 5,732,000工事（156,000社）                                        | ・ 677,915名（監理技術者）                                                              | ・ 324,390名（59,132社）                        | —                                             |
| 信頼性         | ・ 発注機関による内容確認                                                  | ・ 信頼性が確保された統合情報                                                                | ・ 必要書類等の内容確認                               | ・ 公共工事の場合は監督職員による内容確認                         |

# 8. 受検者及び証明者による虚偽申請の抑止

## (2) 試験問題の見直し

### 2) 実務経験に関する出題内容の見直し方針

- 経験論文は、定型的な出題内容・方式となっているため、実務経験に不備があっても、対策本等で勉強することで解答できてしまうとの指摘もあり、出題内容・方式の多様化に向けた検討が必要である。
- 経験論文の出題内容の見直しにあたっては、**①受検者の公平性の視点**、**②実務経験要件として求める能力の評価方法の視点**から検討する必要があると考えられる。
- 経験論文の解答内容は、**受検者の工事経歴であるかの確認が難しい**ことから、**高度な応用能力を確認できる出題内容に見直す**ことはどうか。

### 1 級実地試験における試験基準

|        |                                                                                                                                                                                       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土木     | 1 土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行うことができる <b>高度の応用能力</b> を有すること。<br>2 設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる <b>高度の応用能力</b> を有すること。 |
| 管工事    | 設計図書で要求される設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる <b>高度の応用能力</b> を有すること。                                                                                    |
| 造園     | 1 工事の目的物に所要の外観、強度等を得るために必要な措置を適切に行うことができる高度の応用能力を有すること。<br>2 設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる <b>高度の応用能力</b> を有すること。                                                 |
| 電気通信工事 | 設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気通信設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる <b>高度の応用能力</b> を有すること。                                                                            |
| 建築     | 1 建築材料の強度等を正確に把握し、及び工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる <b>高度の応用能力</b> を有すること。<br>2 設計図書に基づいて、工事現場における施工計画を適切に作成し、及び施工図を適正に作成することができる <b>高度の応用能力</b> を有すること。                      |
| 電気工事   | 設計図書で要求される電気設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる <b>高度の応用能力</b> を有すること。                                                                                |
| 建設機械   | 1 ●●系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。<br>2 ●●系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。<br>3 ●●系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。                                                                               |

# 8. 受検者及び証明者による虚偽申請の抑止

## (3) 実務経験の証明に関する立入検査の実施

- 法令遵守推進本部活動に基づく立入検査において、今年度から**実務経験の確認方法に関する調査**を追加実施している。**(技術検定の実務経験証明書の企業の証明についても検査対象)**
- **適切に実務経験の確認が行われていない場合には、速やかに指導、勧告を行うなど是正させることが必要。**

### 【立入検査の実施方法】

#### 1. 建設業者に依頼する準備資料

- **実務経験証明書確認調査票**  
→ 雇用する技術者に関する実務経験の確認方法・申請時の確認状況を記載する。

#### <社員の実務経験の確認方法>

- 実務経験証書の確認を行う部署
- 実務経験の確認（所属部署・工事従事経験）に使用する書類

#### 2. 立入検査のポイント

- 実務経験証明書の確認が、
  - ① 社として記録による確認を行っているか
  - ② 所属長等証明者の記憶に委ねていないか
  - ③ 証明者が受検者の記載に委ねていないかに該当していないか。
- 実務経験証明書の根拠資料（人事記録簿、工事従事者名簿等）が保存されているか。

#### <受検申請時の実務経験の確認方法>

- 工事種別・工事内容
- 従事した立場
- 実務経験年数      等

#### 3. 重点的に調査を行う場合

- ※ 以下に示す業者について、重点的に調査を実施するために追加提出を求める。
- ・ 実務経験証明書の確認が適切に行われていない疑いがある場合
  - ・ 駆け込みホットライン等で通報があった業者
  - ・ 過去に合格取消の措置を行った業者      など

- 技術者名簿、工事従事者名簿等の提出・提示を求める。
- 技術者ごとの根拠資料の保有状況等を確認する。

# 8. 受検者及び証明者による虚偽申請の抑止

## 【参考】令和2年度の法令遵守推進本部活動方針への位置付け

○ 国土交通省は、「**建設業法令遵守推進本部**」の令和2年度の活動方針において、法令遵守に抵触する態様等が認められた場合の立入検査に、**営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業**を対象とする方針とした。

令和2年6月10日  
土地・建設産業局建設業課

### 令和元年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和2年度の活動方針

国土交通省では、平成19年4月1日より各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。

今般、令和元年度における推進本部の活動結果及び令和2年度における活動方針がまとまりました。

令和元年度の推進本部の活動状況及び令和2年度の活動方針は、以下のとおりです。

#### 1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報の受付件数

|                             | 令和元年度   | 平成30年度  |
|-----------------------------|---------|---------|
| 法令違反疑義情報受付件数                | 1,868 件 | 1,651 件 |
| 【うち、大臣許可業者に対する法令違反疑義情報受付件数】 | 【760 件】 | 【-】     |

※ 平成30年度までは「駆け込みホットライン」の受付件数(参考:令和元年度の受付件数は1,785件)、令和元年度以降は「駆け込みホットライン」及びその他の電話等による通報等における法令違反疑義情報受付件数となります。

#### 2. 建設業者に対する立入検査等の実施件数

|          | 令和元年度 | 平成30年度 |
|----------|-------|--------|
| 立入検査等の実施 | 598 件 | 734 件  |

#### 3. 建設業の法令遵守に関する講習会の開催件数

|        | 令和元年度 | 平成30年度 |
|--------|-------|--------|
| 講習会の開催 | 44 回  | 40 回   |

※ 都道府県との共同開催を含めた回数です。

#### 4. 監督処分・勧告の実施概要

|      | 令和元年度  | 平成30年度 | 主な処分事由                                                                |
|------|--------|--------|-----------------------------------------------------------------------|
| 許可取消 | 1 業者   | 0 業者   | 刑法違反(傷害罪)1 件                                                          |
| 営業停止 | 8 業者   | 18 業者  | 競売入札妨害3 件、談合行為2 件、贈賄行為1 件など                                           |
| 指 示  | 5 業者   | 8 業者   | 労働安全衛生法違反3 件、無許可業者等との下請契約2 件                                          |
| 勧 告  | 184 業者 | 159 業者 | 下請契約の締結について82 件、追加・変更契約について61 件、下請代金の支払いについて56 件、営業所専任技術者の設置状況等21 件など |

※ 1 件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しません。

令和2年6月

### 令和2年度 建設業法令遵守推進本部 活動方針

建設業法令遵守推進本部は、平成19年度に創設されて以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところである。

特に、不適切な契約手続等を原因とするトラブルを未然に防ぐには、法制度に対する建設企業の理解を増進する必要がある、その観点から、「建設業法令遵守ガイドライン」の周知等を継続的に進めてきたところである。

さらに本年度は、10月に施行される改正建設業法において、「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の規定が新設されること等を踏まえ、「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂することを予定しており、こうした新たな動きにも対応することが重要である。

このため、地方整備局等の建設業法令遵守推進本部においては、本年度、以下に掲げる活動方針を踏まえ、引き続き、適正な対応を図っていくこととする。

### 3. 立入検査の実施

#### 【実施目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に、年間を通じて立入検査を実施する。

#### 【検査対象】

立入検査は、**営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業**、新規に建設業許可を取得した建設企業、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、各種相談窓口によく通報が寄せられる建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業や不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を中心に、実施するものとする。

#### 【実施方針】

立入検査は、単に定型業務として実施するのではなく、上記目的を踏まえつつ効率的かつ効果的な方法により実施する。

## 8. 受検者及び証明者による虚偽申請の抑止

### (4) 企業名公表、企業へのペナルティの明確化

- 不正受検による施工管理技士の資格取得は、**建設業許可から個別工事の請負契約まで全般に及ぶ**ことから、**施工管理技士資格や建設業界への信頼性に大きな影響**を及ぼす可能性がある。
- このことから、実務経験の虚偽・不正等について、受検者個人だけでなく、**実務経験の証明者である企業に対してのペナルティについても検討が必要**。

#### <実務経験証明者に対するペナルティ（案）>

- ⇒ 今年度から実施する建設業法令遵守推進本部活動に基づく**立入検査**において、実務経験証明書の企業の証明についても検査対象とされているが、**適切に実務経験の確認が行われていない場合**には、速やかに**指導・勧告を行うなど是正させる**
- ⇒ 企業の証明に重大な不備がある場合や不正に資格を取得した者を現場に配置している場合など、社会的影響が大きい案件については、**国として企業名を公表**。また、企業側に客観的な分析結果や再発防止策の公表を求める。
- ⇒ 継続的に虚偽の実務経験の証明を行っている上に不正に合格した者を繰り返し技術者として配置している場合など、悪質な事案については、**監督処分の厳格化や建設業法上の罰則の適用の可能性などペナルティの強化策について検討**。併せて、**建設業法上の処分・告発の対象になり得る旨、実務経験証明書に記載**

## 9. 今後の検討課題について

- 本検討会では、不正受検防止に関する議論のほか、技術者制度全体にも関わる意見が挙げられた。
- これらの課題については、技術検定の不正受検防止対策のみならず、技術者制度のあり方そのものの議論が必要であることから、別途、建設業の将来像や、担い手の確保策等も含めて検討を行うことが望ましい。

### （１）実務経験の期間等について

- 現行の実務経験要件としての期間は、受検者にとって厳しすぎるとの意見もあるため、担い手確保の観点も踏まえ、実務経験の短縮や実務経験のあり方について検討が必要ではないか。

### （２）受検要件としての実務経験の必要性について

- 建築士など他の国家試験と同様に、実務経験は受検前だけでなく、受検後に実務経験を積むことについて検討が必要ではないか。
- 実務経験が長い受検者は、実地試験における経験記述を省略する方法も考えられるのではないか。

### （３）実務経験の内容・区分について

- 今後の日本人技術者の海外展開を考えた場合、海外では土木・建築を区分しないため、技術検定の実務経験として認められない可能性もあることから、実務経験の内容・区分についても検討していくことが必要ではないか。
- 海外工事の実務経験は、APECエンジニアとの相互認証なども踏まえ、将来的な検討課題として残しておく必要があるのではないか。